特別養護老人ホームのじぎくの里

介護予防、日常生活支援総合事業訪問介護運営規程

第1章 総則

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人のじぎく福祉会が開設する、特別養護老人ホームのじぎくの里(以下「事業所」という。)が行う介護予防訪問介護相当サービスの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問介護の従事者(以下「訪問介護従業員」という。)は、利用者について、その居宅において、その有する能力の維持・改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の日常生活の援助を行う。

(運営の方針)

- 第2条 利用者が可能な限りその者の居宅において、その状態を踏まえながら生活援助等 の支援を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
 - 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅支援事業者等、その他の保健医療及び 福祉サービスを提供するものとの連携に努める。
 - 3 事業の提供にあたっては、利用者の状態等を踏まえながら、生活援助等の支援を行うことにより利用者の心身の機能回復を図るとともに、生活機能の維持又は向上をめざすものとする。
 - 4 事業の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うと ともに、関係機関への情報の提供を行う。

(事業の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の所在地は、次のとおりとする。
 - (1) 名 称 特別養護老人ホームのじぎくの里
 - (2) 所在地 高砂市北浜町西浜 7 7 3 3

第2章 職員及び職務内容

(職員の職種、員数及び職務内容)

訪問型サービス運営規程 1/6

- 第4条 事業所の勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
 - (1) 管理者 1名(常勤、兼務) 事業所と訪問介護従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、 事業の実施に関し、事業所の従業者に対して遵守すべき事項について指揮命令 を行う。
 - (2) サービス提供責任者 1名以上(常勤換算、兼務) サービス担当者会議への出席等により、地域包括センター等との連携を図る。 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。 訪問介護員等に対して具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、 利用者の状況についての情報を伝達すること。
 - (3) 訪問介護員 (ホームヘルパー) 2.5名以上 (常勤換算) 訪問介護員等は、訪問型サービスの提供に当たる。

第3章 営業日及び営業時間

(営業日及び営業時間)

- 第5条 事業の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
 - (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

(土 日 祝は要相談)

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分まで 時間外サービスの提供については要相談と致します。

第4章 事業の内容及び利用料その他の費用

(事業の内容及び利用料その他の費用の額)

- 第6条 事業の内容は次のとおりとする。
 - (1) 訪問型サービス個別計画等の作成
 - (2) 生活援助に関すること
 - (3) 身体介護に関すること

2 利用料等

(1) 事業を提供した場合の利用料の額は、介護予防・日常生活支援事業支給費の額 を定める各市町の要綱上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスで あるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

- (2) 事業の提供の開始に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該事業の内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名を受けるものとする
- 3 通常の実施区域を越えて行う事業に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、 交通費は次の額を徴収する。

片道路程5 k m未満100円5 k m以上10 k m未満200円以降 5 k m未満越える毎に100円

4 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることとする。

第5章 通常の事業の実施地域

(通常の事業の実施区域)

事業の実施区域は、高砂市全域、姫路市(河川「市川」以東で花田町、御国野町、別 所町以南、加古川市(河川「加古川」以西で加古川バイパスで以南

第6章 緊急時等における対応方法

(緊急時等における対処方法)

第8条 訪問介護従業員は利用者に対する事業の提供中に、利用者の病状に急変、その他急 事態が生じたときは、主治医、市町村、当該利用者の家族に連絡する等の措置を講ず るとともに、管理者に報告しなければならない。

第7章 虐待の防止のための措置に関する事項

(虐待防止に関する事項)

- 第8条 事業所は、虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
 - ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置
 - ② 虐待の防止のための指針
 - ③ 虐待の防止のために従業員に対する研修
 - ④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者

訪問型サービス運営規程 3/6

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等 高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場 合は、速やかに、これを市町村へ通報するものとする

第8章 その他運営に関する重要事項

(サービス利用にあたっての留意事項)

- 第9条 利用者は事業を受ける際に、次の事項について留意するものとする。
 - (1) 生活援助(食事調理) 心臓病、高血圧、糖尿病等の疾患をもつ利用者は予め事業所に申し出ること。

(身分を証する書類の携行)

第10条 訪問介護従業員は身分を証する書類を携行し、初回訪問時及び利用者又はその 家族から求められたときは、これを提示しなければならない。

(衛生管理等)

- 第11条 事業者は訪問介護従業員等に清潔の保持等及び健康状態について、必要な管理 を行わなければならない。
 - 2 感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を行う。
 - 3 事業者は設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(個人情報の保護)

- 第12条 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。
 - 2 訪問介護従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を、正当な理由なく洩らしてはならない。
 - 3 事業所は当該事業所の訪問介護従業員であった者が、訪問介護従業員でなくなった後においても、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を洩らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

- 第13条 事業所は、居宅介護支援事業者等又はその従業者に対し、利用者に当該事業を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を供与してはならない。
 - 2 事業所は、居宅介護支援事業者等又はその従業者から当該事業からの退所者を

訪問型サービス運営規程 4/6

紹介することの代償とし金品その他財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

- 第14条 事業所は、提供した事業に係る利用者からの苦情に対し迅速かつ適切に対応するために、相談窓口等を設置し、苦情の内容を配慮して必要な措置を講ずるものとする。
 - 2 事業所は、苦情の内容等については記録保管する。
 - 3 事業所は、市町村及び国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、 指導又は助言を受けた場合は、当該指導者又は助言に従って必要な改善をする。
 - 4 事業所は市町村及び国民健康保険団体連合会から求めがあった場合は、前項の改善の内容を報告する。

(事故発生時の対応)

- 第15条 利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、速やかに保険者、利用者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講ずる。
 - 2 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(掲示)

第16条 事業を行う事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護等の勤務の体制 その他の利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する こと。

(勤務体制の確保等)

- 第17条 利用者に対して適切な事業を提供出来るよう、訪問介護従業員の職務の体制を 定める。
 - 2 当該事業の訪問介護従業員によって事業を提供する。但し、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。
 - 3 訪問介護従業者に対し、その資質向上のための研修の機会を確保する。

(介護サービスの利用中止、変更、追加)

- 第18条 契約者の都合による居宅介護計画(ケアプラン)の変更は可。
 - 2 利用中止の場合は、利用日の前日までに事業所へ必ず連絡すること。利用中止 の連絡がない場合は、取消料を徴収する。

第9章 会計の区分及び記録の整備

(会計の区分)

第19条 事業所の事業会計と、その他の事業会計と区分する。

(記録の整備)

- 第20条 事業所は、訪問介護従業員、事業及び会計に関する諸記録を整備する。
 - 2 事業所は、利用者に対する事業の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(法令との関係)

第 21 条 この規程に定めのないことについては、厚生労働省令並びに介護保険法の法令、 各市町の定めるところによる。

(附則)

この規程は、平成18年 4月 1日より施行する。

改正 平成18年 8月29日より施行する。

改正 平成27年 7月 1日より施行する。

改正 平成29年 4月 1日より施行する。

改正 平成30年10月 1日より施行する。

改正 令和 6年 2月 1日より施行する。